

令和2年4月22日

【重要】新型コロナウイルス感染症対策に係る基本方針について（第3報）（4月22日更新）

国立大学法人 鳴門教育大学

鳴門教育大学は、令和2年4月16日の「緊急事態宣言」の全国拡大を受け、下記のとおり基本方針を更新することとしました。

#### 記

#### 1. 鳴門教育大学主催のイベント等の開催について

当面の間、自粛を求める。

#### 2. 本学以外の主催イベント等への教職員及び学生の参加について

当面の間、原則自粛を求める。

#### 3. 出張・研修・私事旅行について

- 1) 特定警戒都道府県（当該地域の経由を含む）への上出張・研修は特定警戒都道府県の緊急事態宣言が解除されるまで、強く自粛を要請する。不要不急の帰省や旅行も強く自粛を要請する。

やむを得ない事情で当該地域への往来の必要性が生じた場合は、次のことを行う。

- 滞在中は最大限の感染拡大防止策を徹底する。
- 行動歴を記録する。
- 帰県後は14日間自宅待機する。待機期間中は最大限の感染拡大防止策を徹底する。
- 教職員は、事前に地域、用務先、期間、理由を大学に届け出る。

- 2) 特定警戒都道府県以外の県への上出張・研修は自粛する。不要不急の帰省や旅行も自粛する。

#### 4. 海外渡航について

海外渡航は原則禁止する。海外から帰国した者は帰国後2週間自宅待機し、体温測定自覚症状等を特に厳重に行う。